

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年1月7日
【届出者の氏名又は名称】	キューピー株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【最寄りの連絡場所】	東京都調布市仙川町二丁目5番地7
【電話番号】	(03)5384-7780
【事務連絡者氏名】	取締役経営推進本部長 井上 伸雄
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	キューピー株式会社 (東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号)(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、キューピー株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、アヲハタ株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年12月25日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項及びその添付書面である平成25年12月25日付公開買付開始公告の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)

(4) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)

所有株券等の数

公開買付届出書の添付書類

平成25年12月25日付公開買付開始公告

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	15,978
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月25日現在)(個)(d)	10,880
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月25日現在)(個)(g)	15,261
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年4月30日現在)(個)(j)	68,748
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	23.20
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	50.70

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数1,597,800株に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月25日現在)(個)(g)」は、特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))が所有する株券等は除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、対象者が平成25年9月12日に提出した第65期第3四半期報告書に記載された平成25年4月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者が平成25年12月10日に公表した平成25年10月期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成25年10月31日現在における発行済株式総数6,900,000株から、当該平成25年10月期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成25年10月31日現在の自己株式13,024株を控除した合計6,886,976株に係る議決権の数68,869個として計算しております。

(注4) 特別関係者の所有する株券等も本公開買付けの対象となり、特別関係者のうち中島董商店はその保有する1,354,262株のうち640,000株を、中島周氏はその保有する65,942株のうち40,000株を、中島千晶氏はその保有する64,600株のうち40,000株を本公開買付けに応募する旨の合意をしておりますので、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、その分子に、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」のうち当該720,000株(議決権数は7,200個)を加算しておりません。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	15,978
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月25日現在)(個)(d)	10,880
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月25日現在)(個)(g)	15,262
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年4月30日現在)(個)(j)	68,748
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	23.20
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	50.70

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数1,597,800株に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月25日現在)(個)(g)」は、特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))が所有する株券等は除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、対象者が平成25年9月12日に提出した第65期第3四半期報告書に記載された平成25年4月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者が平成25年12月10日に公表した平成25年10月期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成25年10月31日現在における発行済株式総数6,900,000株から、当該平成25年10月期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成25年10月31日現在の自己株式13,024株を控除した合計6,886,976株に係る議決権の数68,869個として計算しております。

(注4) 特別関係者の所有する株券等も本公開買付けの対象となり、特別関係者のうち中島董商店はその保有する1,354,262株のうち640,000株を、中島周氏はその保有する65,942株のうち40,000株を、中島千晶氏はその保有する64,600株のうち40,000株を本公開買付けに応募する旨の合意をしておりますので、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、その分子に、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」のうち当該720,000株(議決権数は7,200個)を加算しておりません。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	26,230 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	26,230	-	-
所有株券等の合計数	26,230	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数89個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月25日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(訂正後)

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	26,231 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	26,231	-	-
所有株券等の合計数	26,231	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数89個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月25日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

(訂正前)

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	15,350 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	15,350	-	-
所有株券等の合計数	15,350	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数89個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月25日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(訂正後)

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	15,351 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	15,351	-	-
所有株券等の合計数	15,351	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数89個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月25日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【所有株券等の数】

(訂正前)

<前略>

野澤 栄一

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	87(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	87	-	-
所有株券等の合計数	87	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(102株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数1個を含めております。

田中 幸俊

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	77(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	77	-	-
所有株券等の合計数	77	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 田中幸俊は、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式29株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の所有する株券等の数には含めておりません。

(訂正後)

<前略>

野澤 栄一

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	88 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	88	-	-
所有株券等の合計数	88	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(218株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数2個を含めております。

田中 幸俊

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	77 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	77	-	-
所有株券等の合計数	77	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 田中幸俊は、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式62株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の所有する株券等の数には含めておりません。

公開買付届出書の添付書類

平成25年12月25日付公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(8) 買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計

(訂正前)

公開買付者 39.00% 合計 50.70%

(注) 特別関係者の所有する株券等も本公開買付けの対象となり、特別関係者のうち中島董商店はその保有する640,000株を、中島周氏はその保有する40,000株を、中島千晶氏はその保有する40,000株を本公開買付けに応募する旨の合意をしておりますので、「当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計」の計算においては、その分子に、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計(15,261個)のうち、当該720,000株に係る議決権の数の合計(7,200個)を加算しておりません。

(訂正後)

公開買付者 39.00% 合計 50.70%

(注) 特別関係者の所有する株券等も本公開買付けの対象となり、特別関係者のうち中島董商店はその保有する640,000株を、中島周氏はその保有する40,000株を、中島千晶氏はその保有する40,000株を本公開買付けに応募する旨の合意をしておりますので、「当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計」の計算においては、その分子に、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計(15,262個)のうち、当該720,000株に係る議決権の数の合計(7,200個)を加算しておりません。